

クリミア戦争と東アジア

中山 治 一

【要約】 ウィーン会議の四十年間ヨーロッパの国際政治に平和を保証したのは、英露両超大国のコンセンサスであったが、クリミア戦争はこのコンセンサスを破壊し、いご、この両超大国の対決が国際政治を規定する基本要因となる。しかし、この戦争の遂行は、グローバルな国際関係史のうえで、いっそう重大な結果をもたらした。すなわち、ヨーロッパ国家系は、トルコをパートナーとして組み入れることによって、西アジア・北アフリカのイスラム国際秩序を崩壊させると同時に、それ自身を無限界・無規定な普遍的国際社会へ変質させた。さらに、清帝国および日本が、ヨーロッパ起源のこの国際社会のなかへ組みこまれたのもまた、この戦争終結直後においてであった。本稿は、このような視角から幕末日本の「開国」を考察したものであるが、そのさいとくに、(一)日英最初の条約締結と、(二)ロシア軍艦の対馬占拠事件をめぐる英露対決との二件に焦点をしばった。要するに、幕末日本の「開国」を国際政治の基本構造と関連させて説明しようとする、構造的考察のひとつの試みである。

史林 五七巻五号 一九七四年九月

はじめに

「今日、政治であるものが、明日は歴史に属する。今日、実務 (Geschäft) であるものも、もしそれが十分に重要であるなら、一世代の後には歴史 (Geschichte) の一片とみなされる。いかにして、Geschäft から Geschichte が生ずるのであるか。」^①

明治の日本人が、幕末開国の Geschäft を Geschichte として回顧するようになったのは、いったいいつころからであったのだろうか。おそらくそれは、維新政権が、後に見られるような天皇制国家を形成すべく一歩をふみ出したのと、ほ

ぼ同じ時期のことではなかったかと思われる。すなわち、明治十四年の政変（一八八二）から国会開設（一八九〇）前後にいたる時期である。この時期、伊藤・山県・井上の政権は、国会開設にさきだつて自己に有利な既成事実を作りあげておくために多くのことをなしたとげたが、その過程と並行しておこつた朝鮮をめぐる日清の対決（一八八二年の壬午事変、一八八四年の甲申事変）は、日本の国家形成に宿命的な刻印を残した。また、国際政治の全体からみても、それは、フランスによるチュニジアの保護国化（一八八一）、イギリスのエジプト占領（一八八二）、フランスの安南侵略（一八八三）、清仏戦争（一八八四～八五）などの諸事件によって象徴される、コロニアリズムのルネサンス期にあつてゐた。天皇制国家は、そのような国際環境のなかで、形成の第一歩をふみ出したのである。

幕末開国の事業が歴史として回顧されたのは、そのような状況においてであつた。明治十四年政変の翌年、もとの昌平齋の出身で当時修史館に出任してゐた岡千仞が『尊攘紀事』を刊行したが、これはペリー来航から大政奉還にいたる幕末の政治外交史を漢文でつづつたものであり、いわば旧幕時代の修史に近いものであつた。ところが、同じ年に朝鮮京城でおこつた壬午事変は、日本人の眼をにわかには国際政治へむけさせ、創刊直後の自由党機関紙『自由新聞』（第一次）さえ、しばしば国権主義的な対外強硬の論説をかかげた。福沢諭吉が『時事新報』に「脱亜論」を掲載した（明治十八年三月十六日付）のも、そのような雰囲気のものであつた。一方、改進黨系の自由民権論の岡士島田三郎が『開国始末』を執筆したのは明治二十年であつたが、これは、井伊直弼関係文書に拠りつつ、従来もっぱら尊攘派の視点からゆがめて理解されてきた幕末開国の事情をおおはばに修正しようとする意図した著述であつた。この著作に、旧幕臣の勝安芳が序文をあたえ、木村芥舟が評文をよせていることは、はなはだ興味をそそる事実である。

木村芥舟というのは、安政三年くらい長崎表御取締御用、安政六年には軍艦奉行、万延元年には威臨丸で米國へ派遣、その後は開成所頭取や海軍所頭取を歴任した開明派の旧幕臣、木村喜毅（こたけ）のことであるが、かれが、天保九年（一八三八）十月から慶応三年（一八六七）十二月にいたる幕末三十年間の事蹟について、幕府がわで保存された文書を編年的に編集し、

『三十年史』と題して刊行したのは、明治二十五年二月であった。^⑤これには、福沢諭吉が十ページにわたる序文をよせているが、これは、福沢が、咸臨丸でアメリカへ派遣される木村軍艦奉行の「従僕」として随行することをゆるされた「旧恩」にむくいるためであった。芥舟の編述の意図は、公的記録そのものに物語らせることによって、世上に流布している「誤謬伝」を正そうとすることにあり、そのためにかれは、まず重要事件の編年記事をかかげ、その記事に対応する文書のうちでかれが自由にすることができたものを順次掲載してゆくという方法をとっている。もっとも、そこに収録されている文書の数は、それほど多くはない。

木村芥舟が『三十年史』を編述していたのと同じころ、勝海舟もまた『開国起原』^⑥の編纂に従事していた。両者ともに、脱稿は明治二十四年十月である。しかし、『開国起原』三冊、一九四三ページに収録されている文書の数は、『三十年史』のそれとは比較にならないほど多く、おそらく天保年間から慶応三年にいたる外国関係の公文書のうち重要なものはほとんどこれにつぎるのではないかと思われる。また、編述の方法においても、『開国起原』は、『三十年史』にみられるような純然たる編年体配列を排し、著者の見識をしめす独自の仕方 で文書を整理している。すなわち、海舟は、編述の全体を大きく二つに分け、前半一九四〇ページ(本文全体の六十五パーセント)では問題別に幕末外交の経過を追い、それぞれに関係する公的文書を順次掲出するとともに、後半一〇三ページ(本文全体の三十五パーセント)では「天保年間邦内之形勢」にはじまり弘化・嘉永・安政・万延・文久・元治をへて慶応年間にいたる各時期の「邦内之形勢」、すなわち外庄による国内情勢の変転を跡づけ、その過程を立証する公的文書を編年的に提示している。海舟自身の評言は、テーマの切れ目にとりどころ差しはさまれているにすぎない。

要するに、芥舟の『三十年史』と海舟の『開国起原』は、編述の仕方に大きな差違があるとはいうものの、双方とも、公的性質の文書を生まのままで提示し、これによって史実を物語らせるといふ態度においては共通していた。これに対して、同じく旧幕臣で二度も外国奉行をつとめたことのある栗本鋤雲は、いち早く幕末外交回想録を『報知新聞』に連載

していたが、これが一書にまとめられて刊行されたのも、明治二十五年のことであった。^⑦ 粟本は、小栗忠順ただまとともに、フランスの援助のもとで徳川家絶対王政を樹立しようと画策した人物であるから、旧幕時代には勝海舟と対立的な立場にあったわけである。

海舟の『開国起原』が刊行された翌年、福地源一郎の『懐往事談』が民友社から出版された。^⑧ 福地は、安政六年に幕府に出仕していろいろ外交事務にたずさわり、明治三年から維新政府に出仕、岩倉遣外使節に随行したが、明治七年には官を辞し、いご明治二十一年まで『東京日日新聞』を主宰した人物である。『懐往事談』は、かれの幕府出仕いろいろ慶応四年五月の上野戦争にいたるまでの体験と見聞の回想録であるが、洋装四六版二〇〇ページに足りない小冊子ながら、外交実務家の体験談として、『開国起原』の公的文書と相補的に利用すべき貴重な記録となっている。しかし、外交実務家の体験談・見聞録として、より詳悉的で、よりまとまったものは、なんといっても田辺太一の『幕末外交談』であろう。^⑨ 田辺もまた幕府外国方に出仕して外交事務にたずさわり、文久三年と慶応三年の二回、海外派遣使節に随行、維新後は新政府に出仕し、明治十四年には清国駐在の臨時代理公使となった人物である。かれは、明治二十三年に元老院議官をやめてのち、『読売新聞』に外交回想録を連載したが、その文稿を集録し補正したのがすなわちこの『幕末外交談』である。それゆえ、この著述もまた、『開国起原』とほぼ同じ時期の産物であったといつてよい。

以上は、いわば幕末外交史研究の第一期であった。木村芥舟以下の著述者はすべて旧幕臣であり、その壮年時代に外交の衝にあたり、あるいはその指導に苦心し、あるいはその実務に勞したひとびとであった。かれらの壮年時代の *Geschichte* が明治二十年代において *Geschichte* として回顧されるようになったのである。しかし、同時にそれが、のちの幕末外交史研究の礎石ともなり、素材ともなった。

ここで考慮にいれなければならないのは、当時の日本のアカデミックな史学研究の状況である。ドイツ人ルドヴィヒ・リースが帝国大学の招聘に応じて着任したのが明治二十年二月、帝国大学文科大学に史学科が設置されたのが同年九月、

内閣に直屬していた臨時修史局が帝国大学に移管されて文科大学に臨時編年史編纂掛が設けられたのが二十一年十月、文科大学で史学科のほかに国史科の増設が決定されたのが二十二年六月、また史学会の創立は同年十一月、『史学会雑誌』の発刊は同年十二月のことであった。^⑩要するに、日本のアカデミックな史学研究は明治二十年代の前半に生ぶ声をあげたばかりであり、まだとても幕末外交史をアカデミックな研究の対象として取上げるところまでは成長していなかった。リース博士の講義をきいて、しかも近世アジアの国際関係史を自己の研究対象としてえらぶ学者を生み出すには、やはり日清戦争および三国干渉という外からの衝撃を経験した「臥薪嘗胆」の世代を待たねばならなかったようである。^⑪なお、維新政府の引継いだ旧幕府外交文書を編纂する事業が外務省から東京帝国大学史料編纂掛へ移管されたのが、明治四十年であり、その成果が『大日本古文書』シリーズの『幕末外国関係文書』として刊行されはじめたのが、ようやく明治四十三年からであったという事実をも、ここに指摘しておく必要がある。

いずれにしても、幕末外交史の研究は、旧幕臣たちによる明治二十年代の文書刊行および回想録発表を礎石とし素材として出発せざるをえなかった。ところが、かれらの国際認識の根底には、青壮年時代のかれらに印象づけられた列国観が横たわっていた。たとえば、かれらのいっていたアメリカ合衆国のイメージは、一面恫喝的で一面教導的な「黒船」の国であって、一八五〇年代の国際政治構造のなかで正しく位置づけられたアメリカ合衆国ではなかった。その合衆国が、一八五〇年代の国際政治のうえで、イギリスおよびロシアという「兩翼国家」^⑫に對比してどれほどのウェイトをもつパワーであったかを評価すること、あるいはまたナポレオン三世治下のフランスが「兩翼国家」のいずれにどれほど依存し、どの程度の自律性をもつ国であったかを看破することなどは、もちろん、かれらの能力をはるかに越えた難題であった。

総じて、かれらにとっては、幕末開国の事情を、当時の世界強国のバランス＝オブ＝パワーのためのパワー＝ポリティクス
のなかへおいてとらえることは不可能であり、いわんや当時の国際政治においてその基軸的対立がどの国とどの国とのあいだにあり、どの国とどの国とのあいだにはないといったようなことを理解することは、とうてい不可能であった。

それが可能となるためには、一方では、ヨーロッパの政治学や国際法学を身につけた新しい世代の成長を待たねばならなかったし、他方、客観的には、日露戦争後の国際勢力の再編成という事態の推移を待たねばならなかったのである。その点からいって、高橋作衛「米国水師提督ペリは果して日本の恩人なりや」および有賀長雄「クリミア戦争の我が歴史に及ぼしたる影響」の二論文は、幕末外交史研究の上で画期的意義をもつものといわねばならないのである。

- ① J. G. Droysen, *Historik*, München u. Berlin, 1937, S. 322.
- ② 岡千仞、尊攘紀事、四冊、明治十五年八月出版、訂正尊攘紀事補遺、二冊、明治十七年五月出版、鳳文館発売。
- ③ 中山治一、第一次『自由新聞』にみられる国際認識、国際政治、第五十一号、一九七四年十月刊。
- ④ 島田三郎、開国始末、輿論社、明治二十一年三月刊。
- ⑤ 木村芥舟、三十年史、交詢社、明治二十五年二月刊。
- ⑥ 勝安芳、開国起原、三冊、宮内省蔵版、明治二十六年一月刊。
- ⑦ 栗本鋤雲、砲艦十種、報知社、明治二十五年。これは、明治三十三年刊の『砲艦遺稿』（裳華房）に収録されている。
- ⑧ 福地源一郎、懷往事談、民友社、明治二十七年。
- ⑨ 田辺太一、幕末外交談、富山房、明治三十一年。
- ⑩ 小沢栄一、近代日本史学史の研究、明治編、吉川弘文館、昭和四十三年、四三〇―四三二ページ。
- ⑪ 田中萃一郎、東邦近世史、丸善発売、上巻、明治三十三年、下巻、明治三十五年。矢野仁一、近世支那外交史、弘文堂書房、昭和五年。
- ⑫ 東京帝国大学文科史料編纂掛編纂、大日本古文書 幕末外国関係文書之一、東京帝国大学発行、明治四十三年三月。
- ⑬ *„Riegelmaechte“* は、ドイツの歴史家ルドヴィヒ・デヒオが、十六世紀からヨーロッパ国家系にはつねに二つの超大国があらわれ、あるいは均衡し、あるいは対決すると考えて、それを表現するために使用した概念である。Vgl. L. Dehio, *Gleichgewicht oder Hegemonie. Betrachtungen über ein Grundproblem der neueren Staatengeschichte*, Krefeld, 1948.
- ⑭ 高橋作衛、国際法雑誌、明治四十二年、第八巻第八号、六一七―六四三ページ。有賀長雄、史学雑誌、明治四十五年一月、第二十三編第一号（通編第二六六号）、二四一―五八ページ。なお、今日でも時として利用される、大隈重信、開国大勢史、早稲田大学出版部・実業之日本社、大正二年刊）は、実は有賀長雄の執筆によるものであって、この時期の研究水準を代表する。

一、イギリスの対日関心

勝海舟の『開国起原』が前半と後半の二つの部分から成り、前半では問題別にそれぞれの交渉の経過をフォローしていることは、さきにふれたとおりであるが、その問題別というものは、つぎの十五項目である。

- (1) 米國政府之決議
- (2) 米國使節渡來 (上下)
- (3) 魯國使節渡來 (上中下)
- (4) 米國官吏出府 (一一六)
- (5) 開港場止宿及貨幣の談判 (上下)
- (6) 沿海測量之請願
- (7) 支那騒亂之概況
- (8) 軍艦購入之周旋
- (9) 各國條約 (一一四)
- (10) 外國人殺傷事件 (上下)
- (11) 各國公使更代并祝砲
- (12) 兩都兩港之延期
- (13) 北地定界之談判 (上中下)
- (14) 對州魯人上陸之件 (上中下)
- (15) 外國人居留地之制 (上下)

これを一見して奇異の感をいだくのは、(2)米國使節渡來と(3)魯國使節渡來とのあいだに、イギリスとの和親條約締結について叙述すべき一項目が立てられていないことである。日米和親條約(神奈川條約)の調印が一八五四年の三月三十一日、同付録協定(下田條約)の調印が同年六月二十日、また日露和親條約の調印が一八五五年二月七日であったのにならして、日英和親條約の調印は一八五四年十月十四日であった。したがって、もし海舟がイギリスを、國際政治上、アメリカおよび

びロシアと同等あるいはそれ以上に評価していたならば、『開国起原』の編述にあたって、イギリスとの和親条約の締結に独立の一項目を立てたはずであるが、かれはそうしなかった。(もちろん、イギリスとの条約そのものは、上記(9)各国条約の第三の部分に掲出されている)。

アメリカおよびロシアと対比して、イギリスをこのように低く評価することは、田辺太一の『幕末外交談』でもみられるところであって、ここでは、イギリスとの条約締結は、

「其他英国と荷蘭は長崎に於て、在任の奉行と結約を了へたり(英は八月廿二日、荷蘭は十二月廿三日)。皆亞米利加の約と大同小異なれば、ここに其全文を抄示するの勞を省けり」^①。

と、ただの二行で片づけられている。要するに、当時の国際政治のなかでイギリスのもっていた決定的な重大性は、まだまだたく認識されていなかったのである。

さて、イギリスの日本への接近についてであるが、いま一八五四年十月の最初の日英条約締結前後の時期にかぎって言えば、イギリスの対日接近は、決して一般に信じられているような通商上の要求、すなわち日本をイギリス商品の市場と化そうという要求を動機としてではなく、むしろ純粹に軍事的な必要、すなわちロシアにたいする戦争遂行上の必要から実行に移されたものであった。その日英和親条約の調印者は、イギリス海軍のシナ基地司令官ジェームズ・スターリング海軍少将であったが、かれは日本と交渉し締約する全權を委任されていたわけではなく、それどころかイギリス外務省はかれが日本政府と接触することをさえ知らなかったのである。この点について、スターリング自身がつぎのように述べている。

「私に、上記の時期に日本を訪れるようにさせた理由は、第一には、ロシア人がそれにさきだつ十二月間の大部分をそこで過した宿營地において、かれらを発見するという機会を、それが提供したからであり、また第二には、敵が、巡洋艦隊を装備し休養する目的で、またかれらの捕獲物をかくす目的で、日本の港湾および資源を利用することを不可能ならしめるような(日英の)協定をむ

すぶ機会を、それが私にあたえたからである。もっとも注意ぶかくそれにたいして防衛することが、これらの海域におけるイギリス海軍の司令官として、私の義務となったことの結果である。

ナガサキに到着して、私は、ロシア人がすでに去る四月末ごろその地を離れたこと、そしてそれらしい消息がないことを知った。それゆえ、私に残された仕事は、私の訪問のいまひとつの目的に専念することであった。そこで私は、その地の施政官に書簡を呈したのであるが、これが、興味ある、しかし延々とながびく商議へみちびいたのである。」^③

スターリング少将の越権的条約締結行為にたいして政府の追認があたえられるむね、海軍大臣がクラレンドン外相から通告をうけたのは、ようやく一八五五年一月二十一日付であった。^④

もちろん、資本主義の最先進国として、またアヘン戦争によって中国侵略の主導的地位にあった国として、イギリスが日本の開国にまったく無関心であったはずはない。けれども、それを根拠として、それゆえにこそイギリスは日本貿易にもっとも熱心で、もっとも強引であったと考えることは、たんなる類推にすぎない。事實は、そのような経過をしめていないのである。

早くも南京条約から二、三年後に、中国貿易に関係あるイギリスの商人や植民地官吏、あるいは琉球におもむいた宣教師たちのあいだで、日本の開国を促進するために世論を喚起しようと努力したり、政府に働きかけたりする動きがみられたことは事実である。^⑤けれども、全体としてみれば、イギリス商人は日本にたいしてあまり興味をもっていなかった。かれらの大多数は、むしろ中国にこそ莫大な未開発の資源が眠っており、ただそれが政治的困難、つまり清朝政府の阻止的政策によって隠蔽されているだけだ、と考えていた。そして少くとも一八五八年までは、イギリス外務省もまた中国貿易の潜在的可能性を信じていた。ところが、日本については、商人も政治家も、そのような観念をもっていなかった。二、三の個人によって熱心に宣伝されたけれども、日本貿易という「神話」は、一般にイギリス商人を幻惑しなかったのである。同様に外務省も、それに無関心であった。もちろん、外務省が、原則として日本の開国を望ましいことだとみとめて

いたことは事実である。けれども、外務省が、日本の資源や過去の貿易について比較的十分な情報を入手しており、しかもそのほとんどすべてが商業上の見込みにたいして不利な情報であったこともまた事実であった。⁶⁾

一八五二年二月末、ダービー内閣の成立とともに、グランヴィルからマームズベリへの外相の交代がおこなわれたとき、外務省は新任の大臣のために、省内懸案事項の一覽表を作成したが、そのリストには、シャムとのあいだで開かれるべき商議は取上げられていたが、日本とのそれについてはなにも言及されていなかった。この事実は、たとい一八四〇年代にどのような対日計画が練られていたにせよ、それが一八五二年までにすでに廃案同然のものとなっていたことを意味した。⁷⁾ところが、ちょうどそのころ、アメリカ合衆国が、日本との条約を手に入れるために遠征隊を派遣しようとして計画しているということが、一般に知れわたった。⁸⁾新外相マームズベリは、イギリスがその極東市場をアメリカの競争者にうばわれないうように、日本でアメリカ人に追隨するか、それとも機先を制するか、そのいずれかを決定するように、海外駐在の通信員から説きつけられた。これにたいしてマームズベリ外相は、ただ、

「政府は、シャムおよびその近隣諸国におけるイギリスの商業上の利益の促進という問題に、はるかに心を勞している。」と答えただけであった。じつさいマームズベリは、アメリカの提督ペリーと競争するつもりを毛頭もっていなかった。當時のイギリス外相の意向は、広東駐在の領事でそのころ貿易監督官の職務を代行していたジョン・ボウリングにあてた、一八五二年七月二十一日付の訓令によって、もっとも明白にしめされている。

「政府は、日本との貿易が開かれるのを好しとするであろう。けれども、政府は、その実験をなすことを合衆国政府にまかしておくのがよいと考えるものである。もしその実験が成功するならば、政府は、その成功を利用することができる。」⁹⁾

そのころ、日本の開国を求める競争でアメリカと先陣をあらそっていたのは、イギリスではなくてロシアであった。¹⁰⁾この年(一八五二)の秋に入って、ロンドン駐在のロシア大使が、

「ロシア政府は、日本と通商関係に入ることを期待している。ロシア政府は、日本と条約を締結し、同時にペリーの行動から目を

はなきないために、プチャチン提督を太平洋へ派遣する意向である。」

と、マームズベリ外相に通告した。ロシア政府は、極東におけるアメリカ人の活動について、イギリスもまたロシアと同様な見解をもつものと信じて、そのような計画を逐一イギリス政府に通報したのである。これにたいするイギリス外相の唯一の反応は、広東領事ポリングにたいして、プチャチン提督にあらゆる援助をあたえるよう訓令したことであった。^⑩米露のあいだに立つイギリスの微妙な立場を思うべきであるが、いずれにしても、そのころ日本は、イギリスにとってあきらかに、国際的競争を正当化するに十分なほど重大な問題点ではなかったのである。^⑪

ところが、この年(一八五二)の十二月になってイギリスでは政変があり、ダービー内閣に代わってアバーディーン内閣が成立した。内相はパーマーストンであり、外相はラッセルであったが、一八五三年二月にはクラレンドンがラッセルに代わって外相となった。また、中国駐在のイギリス官吏についていえば、貿易監督官のボナムが引退し、上述のポリングがその後任となることが決定された。そこで問題は、それらの人事の更新によってイギリスの対日政策に変動がおこったかどうか、ということである。

クラレンドン卿は、大変な難局に外相のポストを占めたことになる。中国では、太平天国が南京を都としたのが一八五三年三月はじめ、またその騒乱が上海にまで及んだのだが同年九月のはじめであった。一方、ヨーロッパでは、ロシアとトルコの国交断絶が同年五月、ロシア軍のモルダヴィアおよびワラキア占領が七月、イギリスおよびフランスの艦隊のダーネルス海峡進入が九月、トルコの対ロシア宣戦が十月、ロシア駐在イギリス大使がペテルスブルクを引揚げたのが十一月はじめのことであった。このような国際政局の危機的状況のなかで、クラレンドン外相はどのような対日政策を樹立することができたか、それは、外務事務次官アディントンの一八五四年一月十二日付覚書と、二月十三日付のポリングあて訓令によって知られる。前者によれば、

「中国においては、フランスおよび合衆国との共同行動が最善のコースであらう。しかし、日本においては、イギリスの政策はべ

リー訪問の結果を待つべきである。もしペリーが成功するならば、そのときポツリングは、アメリカにみとめられたのと同等の特権を得るために、適当に戦艦に護衛されつつ、派遣されるべきである。もしペリーが失敗するならば、しばらく待つのがよいであろう。」^⑮ といふのである。後者は、

「貿易監督官の注意がもっとも特別に向けられねばならない対象は、中国との貿易である。いかなるばあいにも監督官は、イギリスの利益がかれの不在によって害をうけないことを確信しえないかぎり、他国での商議を実行するために中国を離れるようなことがあつてはならない。」^⑯

という訓令である。これは、ポツリングの日本訪問にはむしろ反対である意向の表明にほかならない。要するに、クリミア戦争勃発直前におけるクラレンドン外相の対日政策の基本は、二年前にマームズベリー外相によって確定された対日政策と、たいして変りのないものであった。クラレンドンもまた、日本におけるアメリカ合衆国との共同行動を歓迎していた。日本にたいするイギリスの行動は、いまや、日本におけるアメリカの成功・不成功のいかんにかかつていた。

ペリーが日本との条約締結に成功したのは、一八五四年三月三十一日であったが、貿易監督官ポツリングがその情報を得たのは四月に入ってからであった。しかも、すでに三月二十八日にはイギリスおよびフランスがロシアに宣戦し、クリミア戦争がはじまっていた。この戦争がおこると、イギリスの外務省および通商局は海軍省にむかつて、シベリアおよびカムチャトカを基地とするロシア太平洋艦隊の攻撃からイギリスの船舶を保護するよう、スターリング少将に命令することを要求した。同時にクラレンドン外相は、ポツリングにあてた前の訓令を改訂した。かれは、日本との通商条約の締結といふことを、中国におけるイギリスの地位にひびくほんの少しの危険をも正当化するほど十分に重要なことだとは考えず、また戦時におけるイギリス船舶の保護を犠牲としてでも試みられるべきことだとも考えていなかった。かれは、海軍省にむかつて、ロシア艦隊の捕獲ということが第一の、そしてもっとも重要な仕事であると確言すると同時に、他方一八五四年六月十日付でポツリングおよびフランス政府にあてて、近い将来スターリング提督が日本へおもむく見込みは

ない、と通告した。このようなクラレンドン外相の決断の結果として、海軍省は、一八五四年六月二十八日付で、スターリングにたいして、ロシア艦隊を監視し、できればそれに攻撃を加えることがかれの第一の義務である、すべての他の目的は、この義務への副次的なものと考えるべきである、といましめた。^⑤

以上が、一八五四年九月七日におけるイギリス東インド艦隊司令官スターリング少将の長崎入港、十月十四日における日英和親条約締結にいたるまでの経過である。この経過から知られるもっとも重大な事実は、日英最初の条約締結がまったくクリミア戦争の産物であったということである。このことは、少くともこの時点でのイギリスが、日本をば——イギリス商品の販売市場としてではなく——むしろ対露戦争遂行のための基地として評価していたことを意味する。初代の駐日イギリス公使ラザフォード・オールコックは、のちに、「ロシア人は、英仏両国との戦争〔クリミア戦争〕によって日本の諸港の価値を知ったのである。」^⑥と書いたけれども、その点は、イギリス人自身も同様であったといわねばならないのである。

もちろん、上述したように、早くも一八四〇年代のなかごろいらい、若干の利益関係者のあいだで、イギリスの対日世論を喚起しようとしたり、政府に働きかけたりする動きがみられたことは事実である。けれども、当時のイギリスが、日本に開国を強要することを国家の政策として確定するところまでいっていなかったこともまた事実である。そのことを、われわれは、マームズベリーおよびクラレンドンという二代の外務大臣の時期について、やや詳しく述べた。とくにマームズベリー外相は、ロシアのプチャチン提督の日本派遣にたいしてさえ、あらゆる援助をあたえるよう、広東駐在の領事に訓令したほどであった。それが一転して、イギリス海軍はロシア艦隊を日本から駆逐することを任務とするにいたったのである。そして、この一八五四年におけるイギリスの政策転換は、ただクリミア戦争の勃発——すなわち英露「両翼国家」の共存から対決へというヨーロッパ国際政治の急旋回——によってしか、説明されることができないのである。

さて、クリミア戦争は、一八五四年三月二十八日におけるイギリスおよびフランスの対ロシア宣戦布告にはじまり、一八五六年三月三十日におけるパリ条約調印によって終わる。この戦争のあいだ、カムチャトカ・サガレン・黒龍江口などの水域、つまり日本列島北方の海上で戦われた英仏連合艦隊とロシア海軍の戦闘については、日露戦争前からこんにちにいたるまで詳細な研究が積みかさねられているので、ここには述べない。ここでの問題は、パリ条約調印いごもなお英露「両翼国家」の対決がつづいたのかどうか、したがってその対決が東アジアの国際政治の局面にも反映してきていたのかどうか、というところにある。

一八五六年三月三十日のパリ条約調印いごも、英仏対ロシアというヨーロッパ国際政治の基本構造には変わりがなかった。英仏というクリミア戦争中の連合が戦後にも保持され、それがそのまま中国侵略の連合軍となった。一八五七年十二月における英仏連合軍の広州占領、一八五八年五月における英仏連合軍の大沽砲台占領、一八六〇年十月における英仏連合軍の北京占領などの諸事件が、そのことをしめしている。これにたいしてロシアもまた、クリミア戦争いらいの黒龍江下流域侵略を継続し、一八五八年五月にはその北岸全部をロシア領とし(愛琿条約)、一八六〇年十一月にはウスリー江東岸の全部をロシア領沿海州とした(北京条約)。これらの中国侵略についても、すでに詳細な研究がかさねられているから、ここでは一切ふれない。しかし、それらの諸事件を通じて確認される基本的な事実は、英露「両翼国家」の対決の状態がクリミア戦争終結後にもなお継続し、東アジアの国際政局もまたそれによって左右されていたということである。

一八五八年十二月、広東領事オールロックが日本駐在の総領事兼外交代表に任命されたとき(翌五九年六月に江戸へ着任)、第二次ダービー内閣のマームズベリ外相(再任)から訓令された最大の使命は、

「特にロシアのアムール方面における行動に深く留意し、日本政府がロシアに領土を割譲することがときとあらんを警戒し、阻止せよ。」¹⁹⁾

というにあった。それから二年あまりののち、一八六一年三月―九月におけるロシア軍艦の対馬占拠(後述)にさいして、

オールコックがイギリス艦隊司令官ホープの兵威をかりてロシア軍艦を対馬から退去させたのも、かれが就任時に課せられた使命に忠実であったものといわねばならない。要するに、ロシアが東アジアにおいて侵略的攻撃的であるかぎり、イギリスからみて、日英関係は英露関係の函数であるよりほかはなかった。英露「両翼国家」の対立という、当時の国際政治の基本構造からして、そうならざるをえなかったのである。そこには、資本主義の発展段階とか、イギリス商品の販売市場とかいうことは、まったく別個の論理がはたらいっていたものとみななければならぬのである。

- ① 田辺木一、前掲書、一九ページ。
- ② W. G. Beasley, *Great Britain and the Opening of Japan 1834-58*, London, 1951, p. 113.
- ③ 一八五四年十月二十六日付、スターリン少将の海軍大臣あへて親王。 *Correspondence respecting the late Negotiation with Japan, Presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty*, 1856, p. 1.
- ④ 一八五五年一月二十一日付、外務事務次官ハモンドの海軍大臣あへて親王。 *ibid.*, p. 17.
- ⑤ Beasley, *op. cit.*, pp. 55 ff.
- ⑥ *Ibid.*, pp. 85-86.
- ⑦ *Ibid.*, p. 86.
- ⑧ *Ibid.*, p. 87.
- ⑨ *Ibid.*, pp. 92-93.
- ⑩ 「ナチャク」は「ペリー」を誤るとして同時に本国を出発したが、「ロマン」と英仏の開戦が近づくことを察し、「ペリー」に書簡をおくり、米露両艦隊の共同行動を提議した。しかし、「ペリー」はこれを拒否し、単独で日本の開国を実現させた。 Cf. F. L. Hawks, *Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Sea and Japan*, published by D. Appleton Co., 1856, p. 62. 44号、この問題については、P. E. Eckel, *The Crimean War and Japan*, in: *The Far Eastern Quarterly*, III, 2, Feb. 1944, p. 111 以下論じられている。
- ⑪ Beasley, *op. cit.*, p. 91.
- ⑫ *Ibid.*, p. 94.
- ⑬ *Ibid.*, pp. 96-97.
- ⑭ *Ibid.*, p. 97.
- ⑮ *Ibid.*, pp. 100-101.
- ⑯ オールコック(山口光朗訳)、大君の都、岩波文庫版、上巻、一六三ページ。
- ⑰ 田中幸一郎、東邦近世史、岩波文庫版、中巻、一三三—一四四ページ。矢野仁一、前掲書、七八—七八ページ。田保橋潔、増訂近代日本外国関係史、刀江書院、昭和十八年、六七—六九六ページ。奥平武彦、クリミア戦争と極東、国際法外交雑誌、第三十五卷第一—四号、昭和十一年。J. J. Stephan, *The Crimean War in the Far East*, in: *The Modern Asian Studies*, III, 3, 1969, pp. 257-277.
- ⑱ 田中幸一郎、前掲書、七五—八八、一四四—一五三ページ。矢野仁一、前掲書、四一—四三、七八—八〇ページ。
- ⑲ 一八五九年三月一日付「ペリー」外相のオールコックあて訓令。大塚武松、幕末外交史の研究、宝文館、昭和四十二年、二三—二四ページ。奥平武彦、前掲論文、三四—三四二ページを参照。

二、沿海測量問題

話を、ふたたび『開国起原』にもどそう。その前半部分の問題別記述を整理するために立てられた十五の項目(前掲)のうち、その第六番目に「沿海測量之請願」というのがある。勝海舟がこのような整理の仕方をしたのは、当時、沿海測量の問題が、開港場における外国人居留問題や貨幣交換の問題と同じほど重大に考えられていたことをしめすものであろう。その点については、こんにちのわれわれの感覚では解しがたいものがあつたようで、アメリカ人の測量を拒否するために交渉にあつた幕府諸役人は、文字どおり命をかけていたらしく記録に残されている。

一八五六年八月二十一日、アメリカの駐日総領事兼外交代表ハリスは下田に到着し、いご、新条約締結のための交渉が開始される。その正式交渉に入るにすぎだち、同年十月三十日、下田奉行の井上信濃守と岡田備後守が玉泉寺にハリスを訪問し、種々對話をかわしたが、そのとき随行した調役並の森山多吉郎がハリスにむかつて述べた言葉のなかに、つぎのような一句がある。

「……測量之儀は國中一統不承知而吾輩於而は昨年来右一条付寝食も不安若萬一コモドル渡来再び申立も有之候は、一命を極候覚悟而寤寐只々此事而已心痛罷在衷胸を裂差示し度天之知る所有之候」

「実此儀は吾輩之命も係り候事故能々勘考被致呉々も重而申立無之様深く頼入候^①」

これは外交折衝の一場面であるから、森山多吉郎が意図的に過大な表現をとっていることを考慮にいれなければならぬにしても、なお沿海測量の問題が幕府要路の役人にとってどれほど大問題であつたか、ほぼあきらかであろう。

さて、『開国起原』前半部分の第六項目「沿海測量之請願」は、それ自身、内容的にはっきりと二つの部分から成つてゐる。前半は、一八五五年五月十四日付で「合衆国測量船之主頭シヨノンロッドイル」(John Rodgers)が沿海測量の請願書を提出してらしい、一八五六年十月におけるハリスと下田奉行の折衝にいたるまでの、アメリカとの交渉を記述し、これ

にたいして後半は、一八六一年八月二十五日付の老中安藤対馬守の「口達之書取」（イギリス人に沿海測量を許可したことおよびその測量に便宜をはかるべきことについての、関係筋への訓令覚書）にはじまり、同年十一月十八日におけるイギリス船の神奈川↓長崎間（房州海岸↓伊豆七島↓八丈島↓下田↓清水↓紀州大島港↓紀州田辺↓淡州由良↓明石↓小豆島↓鞆津↓上ノ関↓赤間関↓玄海灘↓呼子港↓長崎）測量完了にいたるまでの、イギリスとの接触を記述している。すなわち、この項の記述の前半と後半とのあいだにおよそ五年に近い時間的空白があり、しかも前半と後半で相手国を異にしているのである。

それにもかかわらず『開國起原』が、あえて五年の時間的空白を無視し、アメリカとの折衝とイギリスとの接触を一括して記述しているのは、いったいなにゆえであろうか。思うにそれは、さきに幕府がアメリカに沿海測量を許可しなかった政策はあやまりであって、のちにイギリスにそれを許した政策が正しかったのだということ、主張せんがためであるのだらうと思われる。そのことは、この項の末尾に結語として加筆されている、海舟自身の評語によってあきらかである。

「和親条約の成るに及て沿海港湾の位置礁沙の危険を豫め講究するは実に一日も緩すへからざる急務也されは太平洋測量主務の官にして時機を失せず下田に來り請ふ所あるは其職掌上当然の事にして其必用は三尺の童といへとも知る所なり然るに我が有司ハ只管我が邦を窺察篡奪を企るものとなし種々の空想を画き迷謬恐怖するは……其所見の頑陋乖離何ぞ如此の甚しきや……況や一度外人の為に開港を許す上は港湾海路の探究は固より其中にあり其許否の論の如きハ開港決議の日にあるに於てをや」^②

もちろん、海舟の問題はわれわれの問題ではない。もうこれ以上、海舟の記述に即して話を進める必要はない。われわれにとつての問題は、一八五六年にアメリカ人に許さなかったことを、一八六一年にイギリス人にやすやすと許したのは、なにゆえであったか、というところにある。沿海測量は、森山多吉郎の表現によれば、「寢食も安からず……一命を極め候覚悟にて寢寐ただだ此の事のみ心痛まかりあり実に胸を裂き差し示し」たいような問題であったはずである。それが、五年の歳月の経過があったとはいふものの、それほどやすやすとイギリス人に許可されたについては、なにかよほどの理

由があったに相違ない。ところが、勝海舟の記述は、その理由については一言もふれず、いきなり老中安藤対馬守の出した「口達之書取」を掲出しているだけである。

ところで、幕府は、イギリス人に沿海測量を許可するさい、その取締りのために外国奉行配下の荒木濟三郎のほか目付・通弁・軍艦教授方・賄・小遣らを英国測量本船エクテオン船 (Tycoon) に乗り組ませた。そこで荒木は、一八六一年八月八日から十一月十八日にいたる航海中、くわしい日誌をつけ、測量航海の終了後それを外国奉行に提出した。勝海舟はこの航海日誌をそのまま『開国起原』に収録し、例によって文書をして状況を物語らせるという手法をもちいているが、いまこの日誌を読み進んでいくと、八月十六日(旧七月十一日)の日誌に、

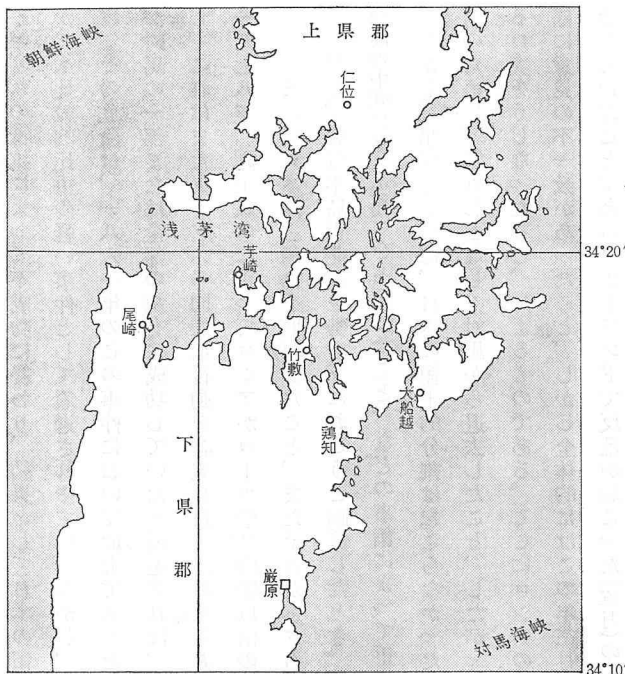
「去八日(八月十三日)神奈川表より御用状を以申立候亞国人ハイ子一儀乗組差留方昨十日(八月十五日)英国アドミラル対馬守殿御宅え参上付御同人よりハイ子一乗組之儀御差留相成候処……」^③

とあり、また九月十六日(旧八月十二日)の日誌には、

「去月十一日(八月十六日)英国アドミラル同国蒸気軍艦え乗組神奈川出帆長崎表え罷越夫より対州并箱館え航廻今日当港え立戻候……」^④

とある。これらの記録は、イギリス人の沿海測量が、英国アドミラルの動静、すなわち八月十五日における老中安藤対馬守とかれの会談や、またその直後におこなわれたかれの神奈川↓長崎↓対馬↓箱館↓神奈川廻航と、同じ時期の、しかも不可分に関連しあう事件であったことを物語っている。

ここに英国アドミラルというのは、イギリスの東インドおよびシナ基地艦隊司令官ジェームズ・ホープ(Sir James Hope)のことである。そしてかれと安藤対馬守との会談というのは、オールコックの『大君の都』第三十二章に記録されている、老中安藤信行および若年寄酒井忠毗ただすとオールコックおよびホープとの有名な秘密会談のことである。^⑤それは、一八六一年八月十四・十五の両日(旧七月九・十の両日)、イギリスがわが老中安藤の私宅を訪問し、二日間にわたっておこな



対馬・浅茅湾付近略図

った重要な会談であり、オールコック自身が、「この八月十四日に〔日英関係の〕新しい局面がはじまった、とわたしは思う」^⑥と記しているほどであるが、この会談の記録を、『開国起原』はどこへ収録しているかという点、それは、上掲前半部分第十四番目の項目「対州魯人上陸之件」のなかである。この事実は、イギリス人にたいする沿海測量の許可が、ロシア軍艦の対馬占拠事件と関連して出されたものであることを、暗示している。

そこで、一八六一年(文久二)におけるロシア軍艦の対馬占拠事件であるが、これについては、日露戦争直前における日露対立の緊迫期らしいこんにちに至るまで、すでにいくつもの研究がかさねられているので、ここでは詳説することを避ける。その概要をいえば、一八六一年三月十三日くらい対馬の尾崎浦に來泊したロシア軍艦バサドニク号が、四月十三日くらい芋崎浦に碇泊、船体修復を口実に営舎を立て、井戸を掘って永住のかまえを見せ、対馬藩および派遣されてきた外国奉行小栗忠順の説得にも応じなかったが、けっきょくは軍艦二隻をひきいて対馬に急行したイギリスのホープ提督の武威に屈して、同年九月二十九日、芋崎浦から退去したという事件である。この事件については、『開国起原』も、ひじょうに詳しく多数の文書を収録している^⑦。

この事件は、ロシアの武力による領土略奪政策が

イギリスの抵抗^⑨によって不成功に終わり、結果として日本の領土所屬關係に変更を生じなかつたために、幕末外交史のなかでも比較的比重的軽い事件として看過されやすい。しかし、もし幕末に列強による日本列島分割の危険があつたとすれば、その危険は、一八六一年のこの事件において最大であつたのではないかと思われる。なぜなら、もしそのときロシアが対馬の一部または全部の領有に成功してたと仮定すれば、イギリスもまた必ず日本列島のいずれか一部の領有を強行し、これはまたフランスの同様な行動を誘発したであらうと考えられるからである。この推定は、それから十七年ののち、一八七八年、露土戦争によってロシアがコーカサス山脈以南のアジア諸都市を獲得したとき、これに對抗してイギリスがすぐさまキプロス島占領権を取得したこと、またそれからさらに七年ののち、一八八五年四月、ロシアが元山港の用益権を獲得し、朝鮮半島東北部を勢力下におこうと画策したとき、イギリスがすぐさま巨文島 (Port Hamilton) (半島南岸と済州島の中間にある小島) を占領したこと、などの事例によって正当化されるであらう。

しかし、事実としては、日本の領土的分割は起こらなかつた。それは、まず第一には、ロシアがおそらくはその国内事情のために、案外おとなしく対馬から退去したこと、したがって第二には、イギリスもまた日本に領土的要求をつきつける口実をうしなつたこと、によるものである。ここにロシアの国内事情というのは、直接的には対日政策について政府内部に意見の不一致があつたこと、^⑩しかし全体的にはこの年三月三日の農奴解放令發布いらいロシアが国家改造の事業に着手していたことである。ポーランドで反乱がおこつた(五月)のも、ロシアの諸大学で学生が蜂起した(十月)のも、ロシア貴族が憲法制定を請願した(十一月)のも、すべて同じ一八六一年であつた。ついでにいうと、アメリカで南北戦争がはじまつたのも、この年の四月からであつた。これらの事實は、一八六一年以降、東アジアの国際政治におけるロシアの——またアメリカの——プレッシュアが急激に減退していったことを意味した。すくなくとも、英露「兩翼国家」の対決は、東アジアでは焦点をむすばなくなつた。一八六〇年代および七〇年代を通じて、そのような国際状況がつづくと考えてよい。日本が領土分割をまぬかれ、統一国家を建設することに成功したのは、まさにそのような国際政治状況においてであつた。

- ① 勝安芳、開国起原、巻上、八九七―八九九ページ。
- ② 同右、九六三―九六四ページ。
- ③ 同右、九二二ページ。
- ④ 同右、九二六ページ。
- ⑤ オールコック、前掲書、岩波文庫版、下巻、五八―六二ページ。
- ⑥ 同右、六二ページ。
- ⑦ 武藤虎太、文久元年露艦の対馬碇泊に就きて、歴史地理、第六巻第三―四号、明治三十七年、二〇六―二二二、二九四―三〇五ページ。高田利吉、幕末露艦の対馬占拠、歴史地理、第四三巻第一号、大正十二年、二一―四〇ページ。大塚武松、露艦の対馬碇泊、前掲書、四〇―四四ページ。福津正志、文久元年露艦ボサドニツクの対馬占拠に就いて、法と経済、第二巻第二―四号、昭和九年、二五―二六八、四三六―四四二、五九一―六二〇ページ。日野開三郎(長正統編)、幕末における対馬と英露、東京大学出版会、一九六八年。
- ⑧ 開国起原、巻中、一七〇三―一八四九ページ。
- ⑨ ロシア軍艦の対馬占拠にさきだつて、イギリス自身が対馬占有の企図をいっていたというのが、従来の通説である(大塚武松、前掲書、四一―四二ページ。また福津正志、前掲論文、二六三―二六四ページ)。そしてそのばあいの史料の根拠は、箱館駐在のイギリス領事ホジンスンの回想的手記 *by Capt. Ch. P. Hodgeson, A Residence at Nagasaki and Hakodate in 1859-60, with an account of Japan generally*, London 1861, p. 308)。

- けれども、いま問題にしている一八六一年八月という時点では、イギリスは対馬占有を企図していなかったと判断される。その史料の根拠は、「一八六一年八月二日付オールコックのラッセル外相あて意見書のなかで提案された強圧手段についてのホープ海軍中将の評言」であつて、この海軍省文書のなかで、ホープは、対馬島の占領という着想について、つぎのような反対意見を述べている――
- 「わが国の海外領土の数を不必要に増加させることが、イギリス政府の政策ではあるまいと私は考える。……いかなる意味においても対馬島は直隸湾への鍵ではありえない。……イギリスによる日本領土の占領は、あまりにも誘惑的な先例となつて、必ず模倣者を見いださずにはおかないであらう。そしてその模倣者たちにとつては、とるに足りぬ小領土国家へ日本を分割することは、まったく易々たることであらう。……イギリス政府は、日本のなかに領土をもつことを望んでいないし、またいかなる口実のもとであらうと他の列強によつてそれが獲得されるのを見ることを望まない、と私は考える。もっとも賢明な政策である、と私には思われる。……」(一八六一年十月三十一日付の海軍省から外務事務次官ハモンドあて報告の付属文書第三。 *Dispatches respecting Russian Policy in the China and Japanese Seas ; and the Relations between the Treaty Powers and Japan*, Printed for the Use of Cabinet, November 9, 1861, Inclusion 3 in No. 7)
- イギリスがこのような政策をとるかぎり、それが、結果として日本領土の不分割、つまり日本の領土保全を保証することになるのはいうまでもない。
- ⑩ このときオールコック公使は、ホープ提督と意見を異にし、むしろイギリスの対馬領有を望ましいこととしていた。この時点でのオールコックの意見は「一八六一年八月二日付の長文のラッセル外相あて意見書」(*Dispatches, op. cit.*, No. 1) に詳しく。
 - ⑪ 当時フランスが朝鮮の金山に関心をもち、また朝鮮半島に領土的野心をいっていたことが、一八六一年八月二日付のオールコックのラッセル外相あて意見書のなかに見えている。なお、そのころヨーロッパ人は、釜山近傍の海岸地帯に対馬領があるものと信じていた。D&S

⑩ 外相ゴルチャコフは対馬占拠には反対で、この問題にかんするかぎ

り、一切を海軍省の責任に帰していたという。大隈重信、前掲書、一〇四九―五〇ページを参照。

おわりに

ウィーン会議いごクリミア戦争の勃発にいたるまでの四十年間、ヨーロッパの国際政治にとにかくも平和を保証したのは、英露「両翼国家」のコンセンサスであった。ところが、クリミア戦争はこのコンセンサスを破壊し、いご、十九世紀末におけるアメリカおよびドイツの世界強国化による国際政治構造の転換にいたるまで、英露両超大国の対決が国際政治を根本において規定する要因となる。そのような意味で、クリミア戦争は、十九世紀ヨーロッパ国際政治史の分水嶺をなしたが、しかし、その遂行は、グローバルな国際政治史のうえに、いっそう重大な結果をもたらした。すなわち、十六世紀いらいのヨーロッパ国家系(Das europäische Staatensystem)の無限定化・無性格化、つまりその無限定な普遍化と絶対化をもたらしたのである。

ウィーン会議によって定められたヨーロッパの国際体制、いわゆる「ヨーロッパ協調」(the European Concert)は、理念的にも現実的にも、なおキリスト教的・文化的な諸国民の関連体であった。ところが、クリミア戦争を終結させた一八五六年のパリ講和会議は、オットマン帝国(すなわち非キリスト教的・非ヨーロッパ的国家)を、「ヨーロッパ協調」の一パートナーとして受け入れた^⑪。このことは、ヨーロッパ国家系が、もはや旧来のそれとは性質のちがったものと化したということを意味する。それは、もはや宗教的・文化的に同質的な諸国家の関連体ではなく、むしろ宗教や文化にはインディファレントな、無限定で無性格な、たんなる諸国家の集合体にすぎないものとなった^⑫。すなわち、ヨーロッパ国家系の拡散の結果としての、無限定な国際社会の誕生である。反面、それは、オットマン皇帝を頭首とする西アジア・北アフリカのイスラム国際秩序の崩壊を意味していた。

このようにして、西アジアの一國であるトルコがヨーロッパ起原の国際社会の一員となりえたとすれば、どうして東アジアの諸國もまたそうなりえないことがあるのか——もちろん、ヨーロッパ列強の國家エゴイズムがそれを求めるかぎりにおいてであるが。そこで、中国や日本がそのような国際社会のなかへ引き入れられたのが、ほかならぬクリミア戦争直後の時期においてであったということも、決して偶然ではなかったといわねばならない。もつとも、中国については、アヘン戦争後の南京条約(一八四二)いご、すでにヨーロッパ的国際社会へ組みこまれていたという観察もないではないが、しかし、清廷が南京条約を結んだのは、「しばらく夷狄を羈縻しておくため」であって、決してそれによってヨーロッパ的国際社会の一員となったという意識をもっていたわけではなかったのである。最近の研究は、中国のヨーロッパ的国際社会への加入が、一八五八—一八六〇年によく実現されたことを論証している^④。そのばあい、われわれは、日本で幕府が外国使臣の江戸駐在を承認し、また外国奉行を設置したのが、一八五八年(安政五)であったこと、他方、清廷が外国使臣の北京駐在を最終的に承認したのが一八六〇年(北京条約)、また総理各國事務衙門を設置したのが一八六一年であったことなどを指標として、問題を考察すべきであろう。

いずれにしても、クリミア戦争およびその帰結としてのパリ条約は、一方では十六世紀いらいのヨーロッパ國家系を變質させ、それを無限定・無性格な国際社会へ拡散させると同時に、他方では、オットマン皇帝を頭首とする西アジア・北アフリカのイスラム国際秩序、さらに中華皇帝を頭首にいたたく東アジアの国際秩序を、崩壊させることになった。⑤といふのは、オットマン帝國および清帝國を、國家主権の平等性の主張のもとに、ヨーロッパ諸國と対等な関係におくことは、ただちに、これらの皇帝をそれぞれ頭首にいたたく上下関係の国際秩序の崩壊を意味したからである。こうして、無限定・無性格な国際社会、ただバランス・オブ・パワーのみが唯一の生存原理となるような國家エゴイズムの横行するグローバルな国際社会が誕生したが、これは、ヨーロッパ史のがわから見れば、「ヨーロッパ國家系」から「世界國家系」(Weltstatensystem)への拡大として意識された。以上が、グローバルな国際政治史の視点からみたクリミア戦争の意義である。

最後に付言しておきたい——クリミア戦争の勃発と同時に、それがヨーロッパ国家系の終末・世界国家系の出現を意味するであろうことを予感した歴史家があった。すなわち、J・G・ドロイゼンである。かれは、一八五四年刊行のある雑誌論文のなかで、「ヨーロッパ的教養の最善の盛時と無限の前進の感情を表明する」ヨーロッパ国家系に代わって、「いまや一つの世界国家系が歴史の地平に浮かびあがっているのであろうか」と予言している。歴史的には十九世紀末・二十世紀初頭になってはじめて現実のものとなる世界国家系が、すでにクリミア戦争勃発の時点で、この洞察力のゆたかな歴史家の頭脳のなかに像を結んでいたようである。

- ① C. Holbraad, *The Concert of Europe, A Study in German and British International Theory 1815-1914*, London, 1970, p. 2.
- ② 中山治一、クリミア戦争の意義、人文研究(大阪市大)、第二〇巻第九分冊、昭和四四年三月、五九一六〇ページ。
- ③ 矢野仁一、前掲書、三七九ページ。
- ④ I. C. Y. Hsu, *China's Entrance into the Family of Nations, the Diplomatic Phase 1858-60*, Harvard Univ. Press, 1960, p. 18.
- ⑤ J. K. Fairbank and S. Y. Teng, On the Ch'ing Tributary System, *The Harvard Journal of Asiatic Studies*, VII (1941), pp. 135-246; J. K. Fairbank, Tributary Trade and China's Relations with the West, *The Far Eastern Quarterly*, I, 2 (Feb. 1942), pp. 129-149.
- ⑥ J. G. Droysen, Zur Charakteristik der europäischen Kritis, *Minerva*, I (Juni), II (November), 1864, S. 271-289, 215-245.

〔追記〕 本稿は、昭和四十八年十一月二日、史学研究会大会でおこなった講演の原稿に加筆修正したものである。本稿を草するにあたり、史料・文献の借覧について、東京大学史料編纂所ならびに京都大学文学部史学科閲覧室のお世話になった。また、名古屋大学の岸田達也教授は、所蔵の貴重な文献コピーの借覧を許された。ここに特記して深甚の謝意を表す。

(稲山女子学院大学教授・)

The Crimean War and the East Asia

by

Jiichi Nakayama

It was the consensus between the two super-powers, England and Russia, that guaranteed the peace in Europe for forty years after the Congress of Vienna. But with the abrogation of their consensus through the Crimean War, their conflict, on the contrary, came to be the fundamental motive in the international relationship. And the performance of this war, in the global perspective, left further more serious consequences: the European powers, embracing Turkey as a partner, not only dissolved the orders of the Islamic nations in the West Asia and the North Africa, but also transformed themselves into a part of the global international society, boundless and indefinite. In addition it was just after the end of this war that the *Ch'ing* 清 empire and Japan were involved in that international society originated in Europe.

In this article, the examination of the Japanese "Opening" from such a point of view, we pay especially attention to the following affairs: 1) conclusion of the treaty between Japan and England for the first time 2) conflict between England and Russia caused by the Russian squadron occupying Tsushima. In consequence this is an attempt of the structural examination, explaining the Japanese "Opening" from a viewpoint of the fundamental structure in the international relationship.

The Recent Changes of Village and "Green Revolution" in Punjab, India

by

Toshiaki Ohji

The studies on the "Green Revolution" have, in general, focused on the prospective examination of its social and economical implications. But at the present stage it is necessary to scrutinize the existence and stability of the "Green Revolution", and there are some ways to do it. In this article we take up a village in the areas where the "Green